

議会
市臨

中小学校のコンピュータ
教育システムを9千550万円で更新

市議会臨時会が2月12日に開会され3議案について審議され、いずれも原案どおり可決されました。

▼財産(小・中学校のパーソナルコンピュータ教育システムの更新のための機器購入)の取得について

平成12年に導入して8年が経過した市内小学校7校、中学校3校のコンピュータ教育システム機材について、2業者による企画の提案および選定委員会の審査の結果、選ばれた業者と9千550万円で購入契約を行うことについて、議決されました。

▼多久市後期高齢者医療に
関する条例

4月から始まる「後期高齢者医療制度」にあわせて、後期高齢者医療について市が行う事務、保険料を徴収すべき被保険者、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期および罰則等を規定した条例が議決されました。この条例は本年4月1日から施行されます。

▼平成19年度多久市一般会計
補正予算(第7号)

固定資産税の非課税物件に対して長期間におよび課税をしていた件について、多久市固定資産税に係る返還金支払要綱の規定により、平成5年度〜19年度までの固定資産税および、経過利息に当たる還付加算金の計740万7千4百円を返還するもので、このうち本税返還分の58万6千円を予備費を減じて徴税費に追加措置を行うため提案し、議決されました。

介護保険料の
徴収を装った詐欺に

「ご注意ください！」

佐賀中部広域連合域内で高齢者宅を訪問し、本広域連合の職員と偽り介護保険料をだまし取るうとする事件が発生いたしました。

「佐賀中部広域連合からきました。介護保険料の未納がありますよね。」とたずねるような言葉つかいで保険料をだまし取るうとするものでした。

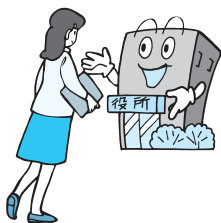
本広域連合の職員が、各個人のご自宅を保険料の徴収等で訪問する際は、必ず氏名を名乗り、身分証明証を提示しております。

土

3月末・4月始めに引越しをされる方へ
曜日・日曜日に窓口で転入・転出届を受け付けます

転入・転出の手続きで、平日には窓口にお越しにならない方のために、

3月29日(土)・30日(日)と
4月5日(土)・6日(日)の
午前中(9時〜12時)に窓口を開きます。



当日受け付ける手続き

市民生活課 (☎75-6116)	転入・転出・転居手続きと、それに伴う国民年金、国民健康保険の手続き(上記による児童手当・保育所入所所得証明の発行受付は市民生活課で受け付けて、後日郵送します)
福祉健康課 (☎75-6118)	転入転出・転居に伴う乳幼児医療費助成、児童手当受給の手続き

多久市内からほかの市区町村に転出するときは、多久市で発行する「転出証明」が必要です。

また、多久市内に転入してこられる方は、前の住所地の役所で発行する転出証明が必要になります。住所を移すときは、必ず必要になります。

■問い合わせ
忘れずに手続きをしてください。

市民生活課 市民係

☎75-6116

福祉健康課 社会福祉係

☎75-6118

介護保険料の
徴収を装った詐欺に

「ご注意ください！」

佐賀中部広域連合域内で高齢者宅を訪問し、本広域連合の職員と偽り介護保険料をだまし取るうとする事件が発生いたしました。

「佐賀中部広域連合からきました。介護保険料の未納がありますよね。」とたずねるような言葉つかいで保険料をだまし取るうとするものでした。

本広域連合の職員が、各個人のご自宅を保険料の徴収等で訪問する際は、必ず氏名を名乗り、身分証明証を提示しております。



保険料にかかわる訪問、電話等について不審に思われるときは、左記までお問い合わせください。

■問い合わせ

佐賀中部広域連合

業務課賦課収納係

☎40-11135